

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四条」を「第三条」に、「第五条―第十五条」を「第四条―第十六条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「―第百二十四条」を「―第百二十二条」に、「第百二十五条・第百二十六条」を「第百二十三条・第百二十四条」に、「第百二十七条―第百三十条」を「第百二十五条―第百二十八条」に、「第百三十一条・第百三十二条」を「第百二十九条・第百三十条」に、「第百三十三条―第百三十六条」を「第百三十一条―第百三十四条」に、「第百三十七条―第百四十条」を「第百三十五条―第百三十八条」に、「第百四十一条―第百四十四条」を「第百三十九条―第百四十二条」に、「第百四十五条・第百四十六条」を「第百四十三条・第百四十四条」に、「第百四十七条―第百五十条」を「第百四十五条―第百四十八条」に、「第百五十一条―第百五十四条」を「第百四十九条―第百五十二条」に、「第百五十五条―第百五十八条」を「第百五十三条―第百五十六条」に、「第百五十九条―第百六十二条」を「第百五十七条―第百六十条」に、「第百六十三条―第百六十六条」を「第百六十一条―第百六十四条」に改める。

第一条第一項中「もつて」を「もつて」に改める。

第二条第三項第三号中「あつて」を「あつて」に改める。

第四条を削り、第二章第一節中第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（局の分課）

第五条 地方自治法第百五十八条第一項及び広島県局設置条例第二条の規定により設置された次表上欄に掲げる局に、当該下欄に掲げる課を置く。

局名	課名
総務局	総務課、秘書課、人事課、行政管理課、福利課、財政課、財産管理課、営繕課、税務課、戦略推進課、分権改革課、広報課、統計課、研究開発課
地域政策局	地域政策課、過疎・地域振興課、市町行財政課、国際課
環境県民局	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、人権男女共同参画課、県民活動課、学事課、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
健康福祉局	健康福祉総務課、こども家庭課、被爆者支援課、医務課、医療政策課、がん対策課、医療保険課、健康対策課、食品生活衛生課、薬務課、地域福祉課、社会援護課、障害者支援課、高齢者支援課、介護保険課

商工労働局	商工労働総務課、雇用労働政策課、職業能力開発課、産業政策課、産業人材課、次世代産業課、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、観光課
農林水産局	農林水産総務課、団体検査課、農業担い手支援課、園芸産地推進課、農業販売戦略課、農業技術課、畜産課、林業課、森林保全課、水産課、農林整備管理課、農業基盤課
土木局	土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課
都市局	都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課

2 前項に規定するもののほか、総務局に戦略企画チームを置く。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第七条の二消防保安課の項第七号中「土木局総務管理部用地課」を「土木局用地課」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 広島県メデイカルコントロール協議会に関する事。

第七条の二を第七条とする。

第八条を次のように改める。

(総務局各課の分掌事務)

第八条 総務局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 総務局の庶務に関する事。
- 二 公印の管理に関する事。
- 三 文書事務の総括に関する事。
- 四 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。
- 五 重要文書の審査に関する事。
- 六 条例、規則、訓令等の公布に関する事。
- 七 広島県報の発行及び官報報告に関する事。
- 八 広島県法規集に関する事。
- 九 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)に関する事。
- 十 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に関する事。
- 十一 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)に関する事。
- 十二 行政情報コーナーの運営に関する事。
- 十三 当直に関する事。
- 十四 来庁者の案内に関する事。
- 十五 庁内の取締りに関する事。
- 十六 県法規の審査その他の法務の管理に関する事。

- 十七 公益法人等の指導監督に関すること。
- 十八 庁用自動車の管理及び事故処理の総合調整に関すること。
- 十九 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に関すること。
- 二十 総務事務所に関すること。（他局及び総務局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二十一 広島県東京事務所に関すること。
- 二十二 広島県立文書館に関すること。
- 二十三 広島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- 二十四 広島県個人情報保護審議会に関すること。
- 二十五 広島県公益認定等審議会に関すること。
- 二十六 一般行政事務の連絡調整及び他の局課の所掌に属しないこと。

秘書課

- 一 知事及び副知事の秘書に関すること。
- 二 行幸、行啓等に関すること。
- 三 職員を除く叙勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 四 儀式に関すること。

人事課

- 一 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 三 職員の服務に関すること。
- 四 職員の安全及び衛生の管理に関すること。
- 五 職員の叙勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 六 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 七 その他職員の身分取扱いに関すること。
- 八 職員団体に関すること。
- 九 委員会、審議会、協議会等の委員又は役職員の任免に関すること。
- 十 広島県自治総合研修センターに関すること。
- 十一 広島県特別職報酬等審議会に関すること。
- 十二 広島県職員委員会に関すること。
- 十三 職員管理審議会に関すること。
- 十四 広島県人事委員会との連絡に関すること。
- 十五 地方職員共済組合広島県支部診療所に関すること。
- 十六 人事・給与・福利厚生システムに関すること。（行政管理課の所掌に属するものを除く。）

行政管理課

- 一 定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。

- 二 行政運営の総合調整に関すること。
- 三 行政事務の管理改善に関すること。
- 四 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 五 行政事務のシステム化の企画及び総合調整に関すること。
- 六 電子自治体（電子県庁に限る。）の推進に関すること。
- 七 情報システムの評価及び改善に関すること。
- 八 行政ネットワークに関すること。
- 九 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。

福利課

- 一 職員の福利に関すること。
- 二 公務災害補償等に関すること。
- 三 恩給及び退職料に関すること。
- 四 地方職員共済組合広島支部に関すること。
- 五 地方公務員災害補償基金広島支部に関すること。
- 六 県の互助会に関すること。
- 七 公務災害補償等認定委員会に関すること。
- 八 公務災害補償等審査会に関すること。
- 九 財団法人県民センターに関すること。

財政課

- 一 予算の編成及び経理に関すること。
- 二 その他県の財政経理に関すること。
- 三 議案の提出等広島県議会本会議に関すること。
- 四 財政運営の調査に関すること。
- 五 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に関すること。（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第五条第一項の規定により設置された病院事業局及び広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第一項の規定により設置された企業局（以下「企業局」という。）の所掌に属するものを除く。）
- 六 資金の運用及び調達に関する総合調整に関すること。
- 七 広島県公安委員会との連絡に関すること。
- 八 広島県警察本部との連絡に関すること。
- 九 広島県監査委員との連絡に関すること。
- 十 県が出資等をしている法人に対する調査及び指導監督の総合調整に関すること。

財産管理課

- 一 公有財産に関する事務の総括に関すること。
- 二 普通財産（次号に掲げる財産を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。

三 道路又は河川の公用廃止による廢道敷地又は廢川敷地等で県有財産に属するものの管理及び処分に関すること。

四 庁舎及び公舎の建設計画に関すること。

五 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事及び保全の企画に関すること。（土木工事に附帯するものに係るものを除く。）

六 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の契約その他の事務に関すること。（都市局の所掌に属するものを除く。）

七 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の検査に関すること。

八 県庁舎の部屋割及び維持管理（庁内の取締りを除く。）に関すること。

九 公舎の管理に関すること。

十 公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導に関すること。

十一 職務発明に関する事務の総括に関すること。

営繕課

一 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事の執行及び保全に関すること。（他局及び総務局中他課の所掌に属するものを除く。）

二 営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の指導に関すること。

三 市町その他の公共団体等の委託による建築工事の調査、設計及び監督に関すること。

税務課

一 県税に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

二 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。

三 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。

四 納税貯蓄組合の育成指導に関すること。

五 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に関すること。

六 県民税利子割の市町交付金に関すること。

七 県民税配当割の市町交付金に関すること。

八 県民税株式等譲渡所得割の市町交付金に関すること。

九 地方消費税の市町交付金に関すること。

十 ゴルフ場利用税の市町交付金に関すること。

十一 自動車取得税の市町交付金に関すること。

十二 軽油引取税の指定市交付金に関すること。

十三 特別地方消費税の市町交付金に関すること。

十四 県税及び地方法人特別税の賦課徴収に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）に基づく不服申立てに関すること。

十五 税務電算システムの運用管理に関すること。

十六 証紙代金収納計器に関すること。

- 十七 市町その他の地方公共団体の税政運営に対する協力及び助言に関する事。
- 十八 県と市町との間の税政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関する事。
- 十九 市町の地方交付税（基準財政収入額に限る。）の算定等に関する事。
- 二十 固定資産税に係る固定資産の評価及び配分に関する事。
- 二十一 債権管理に係る指導に関する事。
- 二十二 県税事務所に関する事。
- 二十三 広島県固定資産評価審議会に関する事。

戦略企画チーム

- 一 重要施策に関する基本的事項の企画立案に関する事。
- 二 行政組織に関する事。
- 三 人づくり施策の総合調整に関する事。

戦略推進課

- 一 重要施策に関する総合調整及び推進に関する事。
- 二 広島県議会に関する事。（財政課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県経営戦略会議及び広島県経済財政会議の運営に関する事。
- 四 広島県総合計画審議会に関する事。

分権改革課

- 一 地方分権改革の推進に関する事。
- 二 知事会議及び地方行政連絡会議に関する事。
- 三 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に関する事。
- 四 総合特区計画に関する事。

広報課

- 一 広報の総括及び総合調整に関する事。
- 二 広報戦略に関する事。
- 三 広聴の総合調整に関する事。
- 四 県政知事懇談に関する事。
- 五 報道機関との連絡に関する事。

統計課

- 一 統計事務の総合調整並びに指導及び助言に関する事。
- 二 統計調査及び統計分析に関する事。
- 三 統計資料の編さんに関する事。
- 四 統計思想の普及に関する事。

研究開発課

- 一 広島県立総合技術研究所に関する事。

第八条の二を削る。

第九条から第十四条までを次のように改める。

(地域政策局各課の分掌事務)

第九条 地域政策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域政策課

- 一 地域政策局の庶務に関すること。
- 二 地域政策局所掌の主要な行政施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- 三 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(過疎・地域振興課の所掌に属するものを除く。)
- 四 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関すること。
- 五 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)に関すること。
- 六 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)に関すること。
- 七 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百三十三号)に関すること。
- 八 地域情報化施策の推進に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 九 電子自治体の推進に関すること。(行政管理課の所掌に属するものを除く。)
- 十 電子申請システム及び公共施設予約システムに関すること。
- 十一 市町情報化の支援に関すること。
- 十二 海の道構想の推進に関すること。
- 十三 地域政策局中他課の所掌に属しないこと。

過疎・地域振興課

- 一 過疎対策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 中山間地域活性化対策の推進に関すること。
- 三 離島振興法(昭和二十八年法律七十二号)に関すること。
- 四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)に関すること。
- 五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)に関すること。
- 六 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)に関すること。
- 七 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)に関すること。
- 八 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)に関すること。
- 九 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)に関すること。
- 十 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に関すること。
- 十一 総合交通対策に関すること。
- 十二 地方交通対策に関すること。

市町行財政課

- 一 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関すること。

- 二 県と市町との間の行財政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関すること。
- 三 市町の廃置分合及び境界変更に関すること。
- 四 新たに生じた土地の確認及び字名等の変更に関すること。
- 五 自治紛争の処理に関すること。
- 六 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に関すること。
- 七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に関すること。
- 八 市町の土地開発公社に関すること。
- 九 市町村職員共済組合の指導に関すること。
- 十 市長会、町村会その他の団体に関すること。
- 十一 自衛官の募集に関すること。
- 十二 市町の地方交付税の算定等に関すること。（総務局税務課の所掌に属するものを除く。）
- 十三 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関すること。（広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。）
- 十四 市町その他の地方公共団体の地方公営企業及び地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）に関すること。
- 十五 市町合併の推進に関する総合調整に関すること。
- 十六 市町合併の支援に関すること。
- 十七 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に関すること。
- 十八 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関すること。
- 十九 広島県選挙管理委員会に関すること。

国際課

- 一 国際施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 国際交流の推進に関すること。
- 三 多文化共生の社会づくりに関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- 四 国際平和貢献の推進に関すること。
- 五 国際協力に関する企画及び総合調整に関すること。
- 六 核兵器廃絶及び米軍基地問題に関すること。
- 七 外国人賓客の接遇及び外国人関係団体等との一般渉外に関すること。
- 八 財団法人ひろしま国際センターに関すること。
- 九 広島国際協力センターに関すること。
- 十 海外県人会に関すること。
- 十一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関すること。

（環境県民局各課の分掌事務）

第十条 環境県民局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境県民総務課

- 一 環境県民局の庶務に関すること。
- 二 環境県民局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 土地利用対策の総合調整に関すること。
- 四 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に関すること。
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第二章の規定による土地の先買い等に関すること。
- 六 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）に関すること。
- 七 広島県土地利用審査会に関すること。
- 八 広島県国土利用計画審議会に関すること。
- 九 環境県民局中他課の所掌に属しないこと。

文化芸術課

- 一 文化芸術の振興に関する企画及び総合調整並びに文化芸術振興施策の推進に関すること。
- 二 名誉県民及び県民栄誉賞に関すること。
- 三 著作権に関すること。
- 四 広島県民文化センターに関すること。
- 五 広島県立文化芸術ホールに関すること。
- 六 広島県縮景園に関すること。
- 七 広島県立美術館に関すること。
- 八 公益財団法人ひろしま文化振興財団の指導に関すること。

消費生活課

- 一 消費生活及び物価に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 消費生活その他の県民の生活に関する啓発及び情報提供に関すること。
- 三 消費生活相談に関すること。
- 四 県民相談に関すること。
- 五 交通事故相談に関すること。
- 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）に関すること。
- 七 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）に関すること。
- 八 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）に関すること。
- 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）に関すること。
- 十 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）に関すること。
- 十一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）に関すること。
- 十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）に関すること。
- 十三 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に関すること。
- 十四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）に

関すること。

十五 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）に関する事。

十六 広島県消費生活審議会に関する事。

十七 広島県消費者苦情処理委員会に関する事。

人権男女共同参画課

一 人権啓発及び人権施策の総合調整に関する事。

二 男女共同参画に関する企画及び総合調整に関する事。

三 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百七十七号）に関する事。

四 広島県男女共同参画推進条例（平成十三年広島県条例第四十二号）に関する事。

五 同和对策経過措置事業に関する事。（他の局課の所掌に属するものを除く。）

六 地方改善事業に関する事。

七 隣保館事業に関する事。

八 広島県男女共同参画審議会に関する事。

九 財団法人広島県女性会議の指導に関する事。

県民活動課

一 青少年対策の企画及び総合調整に関する事。

二 県民協働の推進に関する事。

三 県民活動の支援に関する事。

四 安心なまちづくりの取組支援に関する事。

五 交通安全対策の企画及び総合調整に関する事。

六 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）に関する事。

七 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に関する事。

八 広島県青少年問題協議会に関する事。

九 広島県青少年環境整備審議会に関する事。

十 広島県交通安全対策会議に関する事。

十一 公益社団法人青少年育成広島県民会議の指導に関する事。

学事課

一 私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する事。

二 宗教法（昭和二十六年法律第二百六号）に関する事。

三 広島県教育委員会との連絡に関する事。

四 公立大学法人県立広島大学に関する事。

五 高等教育機関の設置推進等に係る総合調整に関する事。

六 市町その他の地方公共団体の公立大学法人に関する事。

七 広島県私立学校審議会に関する事。

八 広島県公立大学法人評価委員会に関する事。

環境政策課

- 一 環境施策の総合調整に関すること。
- 二 環境施策の企画立案に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 三 公害防止計画の策定に関すること。
- 四 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に関すること。
- 五 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に関すること。
- 六 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）に関すること。
- 七 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に関すること。
- 八 広島県環境基本条例（平成七年広島県条例第三号）に関すること。
- 九 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）に関すること。（地球温暖化の防止、環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。）
- 十 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 十一 事業者及び県民等による自発的な環境保全活動の促進に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 広島県環境審議会に関すること。
- 十三 広島県公害審査会に関すること。
- 十四 環境県民局中他課の所掌に属しない環境施策に関すること。

環境保全課

- 一 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染の防止対策並びに有害化学物質対策の企画立案に関すること。（農林水産局の所掌に属するものを除く。）
- 二 環境保全協定に関すること。
- 三 地域環境管理計画の総合調整に関すること。
- 四 瀬戸内海環境保全知事・市長会議に関すること。
- 五 景観形成施策の企画及び総合調整に関すること。
- 六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関すること。
- 七 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に関すること。
- 八 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に関すること。
- 九 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に関すること。
- 十 広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）に関すること。
- 十一 景観法（平成十六年法律第百十号）に関すること。（土木局及び都市局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に関すること。
- 十三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）に関すること。

- 十四 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）に関する事。
 - 十五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に関する事。
 - 十六 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）に関する事。
 - 十七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）に関する事。
 - 十八 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に関する事。
 - 十九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）に関する事。
 - 二十 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。（環境政策課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
 - 二十一 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）に関する事。
 - 二十二 広島県みどりと景観の基金に関する事。（景観の形成に関する活動の推進に係る事項に限る。）
 - 二十三 環境基準に係る水域及び地域の指定に関する事。
 - 二十四 公害発生源に対する監視及び指導に関する事。
 - 二十五 公害防止のために必要な調査に関する事。
 - 二十六 公害苦情に関する事。
 - 二十七 環境の保全に関する情報の収集及び管理に関する事。
 - 二十八 広島県環境影響評価技術審査会に関する事。
 - 二十九 広島県景観審議会に関する事。
- 自然環境課
- 一 自然保護対策の企画及び総合調整に関する事。
 - 二 自然公園に関する事。
 - 三 長距離自然歩道に関する事。
 - 四 有害鳥獣の駆除に関する事。（農林水産局農業技術課の所掌に属するものを除く。）
 - 五 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
 - 六 希少な野生生物の保護に関する事。（他局の所掌に属するものを除く。）
 - 七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に関する事。
 - 八 広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）に関する事。
 - 九 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）に関する事。
 - 十 広島県みどりと景観の基金に関する事。（資金の運用に関する事項及び環境保全課の所掌に属するものを除く。）
 - 十一 宮島公園に関する事。

- 十二 広島県立県民の森（以下「県民の森」という。）に関する事。
- 十三 広島県立もみのき森林公園（以下「もみのき森林公園」という。）に関する事。
- 十四 広島県立県民の浜（以下「県民の浜」という。）に関する事。
- 十五 広島県立中央森林公園（以下「中央森林公園」という。）に関する事。

循環型社会課

- 一 廃棄物施策の企画及び総合調整に関する事。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 二 循環型経済拠点形成促進事業に関する事。
- 三 市町の一般廃棄物に係る広域処理体制に関する事。
- 四 福山リサイクル発電事業に関する事。
- 五 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）に関する事。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）に関する事。（産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
- 七 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する事。（土木局及び都市局の所掌に属するものを除く。）
- 八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に関する事。
- 九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十号）に関する事。
- 十 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）に関する事。
- 十一 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）に関する事。
- 十二 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関する事。
- 十三 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）に関する事。
- 十四 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。（資源の循環的な利用に係るものに限る。）
- 十五 環境保全資金に関する事。（商工労働局経営革新課の所掌に属するものを除く。）
- 十六 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関する事。

産業廃棄物対策課

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事。（産業廃棄物関係（リサイクル関係を除く。）に限る。）
- 二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）に関する事。
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）に関する事。

四 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（廃棄物の適正処理の推進及び減量化の促進に係るものに限る。）

五 不法投棄等不適正処理に関すること。

六 県外産業廃棄物の適正処理に関すること。

七 公共関与処分場の整備及び運用に関すること。

八 産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関すること。

九 財団法人広島県環境保全公社の指導に関すること。

（健康福祉局各課の分掌事務）

第十一条 健康福祉局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

一 健康福祉局の庶務に関すること。

二 健康福祉局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること。

三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。

四 保健師業務の総合調整に関すること。

五 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。

六 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。

七 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。

八 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。

九 厚生環境事務所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

十 保健所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

十一 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

子ども家庭課

一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に関すること。（健康対策課及び障害者支援課の所掌に属するものを除く。）

三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。

六 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に関すること。

七 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に関すること。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

- 十 子ども手当に関する事。
 - 十一 みんなで育てる子ども夢プランの推進に関する事。
 - 十二 児童福祉思想の普及啓発に関する事。
 - 十三 児童の健全育成に関する事。
 - 十四 児童に関する調査統計に関する事。
 - 十五 母子家庭の福祉の向上に関する事。
 - 十六 寡婦の福祉の向上に関する事。
 - 十七 父子家庭の福祉の向上に関する事。
 - 十八 こども家庭センターに関する事。
 - 十九 広島県立広島学園に関する事。
 - 二十 財団法人ひろしまこども夢財団に関する事。
 - 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関する事。
- 被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）に関する事。
- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関する事。
- 三 毒ガス障害者の援護に関する事。
- 四 在外被爆者の援護に関する事。
- 五 放射線被爆者医療国際協力推進協議会に関する事。
- 六 その他原子爆弾被爆者等の援護に関する事。

医務課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関する事。
- 二 医師及び歯科医師に関する事。
- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）に関する事。
- 四 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関する事。
- 五 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関する事。
- 六 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関する事。
- 七 視能訓練士に関する事。
- 八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する事。
- 九 死体の解剖及び保存に関する事。
- 十 医療金融に関する事。
- 十一 保健師、助産師、看護師等に関する事。（健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 広島県立三次看護専門学校に関する事。
- 十三 広島県医療審議会に関する事。
- 十四 広島県准看護師試験委員に関する事。

医療政策課

- 一 保健医療計画に関すること。
- 二 救急医療に関すること。
- 三 小児医療に関すること。
- 四 周産期医療に関すること。
- 五 災害医療に関すること。
- 六 へき地医療に関すること。
- 七 医師確保対策に関すること。
- 八 地域保健対策協議会に関すること。
- 九 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。

がん対策課

がん対策に関すること。

医療保険課

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に関すること。
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に関すること。（健康対策課及び介護保険課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県国民健康保険審査会に関すること。
- 四 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。

健康対策課

- 一 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- 三 予防接種に関すること。
- 四 感染症予防に関すること。
- 五 難病に関すること。
- 六 特定疾患に関すること。
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 八 小児特定疾患に関すること。
- 九 検疫に関すること。
- 十 健康増進に関すること。
- 十一 地区衛生組織活動の指導に関すること。
- 十二 歯科保健に関すること。
- 十三 食育に関すること。（食品生活衛生課及び農林水産局農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）
- 十四 石綿健康被害の救済に関すること。

- 十五 母子保健に関する事。
- 十六 母体保護に関する事。
- 十七 児童福祉法に基づく療育に関する事。
- 十八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関する事。
- 十九 広島県立総合精神保健福祉センターに関する事。
- 二十 広島県感染症診療協議会の総括に関する事。
- 二十一 広島県精神保健福祉審議会に関する事。
- 二十二 広島県食育推進会議に関する事。
- 二十三 広島県精神医療審査会に関する事。
- 二十四 その他予防衛生に関する事。

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関する事。
- 二 美容師及び美容所に関する事。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- 四 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
- 五 クリーニング業に関する事。
- 六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- 七 墓地、埋葬、火葬等に関する事。
- 八 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- 九 生活衛生調査に関する事。
- 十 水道に関する事。（企業局の所掌に属するものを除く。）
- 十一 食品衛生に関する事。
- 十二 製菓衛生師に関する事。
- 十三 と畜場及びと畜に関する事。
- 十四 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。
- 十五 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- 十六 栄養士及び調理師に関する事。
- 十七 栄養改善に関する事。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関する事。
- 十九 広島県動物愛護センターに関する事。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関する事。

薬務課

- 一 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）に関する事。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）

- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）に関する事。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関する事。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関する事。
- 五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関する事。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）に関する事。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関する事。
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）に関する事。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する事。
- 十 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関する事。
- 十一 医薬品の適正使用に関する事。
- 十二 献血の推進に関する事。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関する事。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の情報処理及び生産指導に関する事。
- 十五 薬用植物に関する事。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関する事。
- 十七 肝炎対策に関する事。
- 十八 広島県薬事審議会に関する事。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関する事。
- 二十 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関する事。

地域福祉課

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関する事。
- 二 生活福祉資金に関する事。
- 三 地域福祉活動の推進に関する事。
- 四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関する事。
- 五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関する事。
- 六 社会福祉事業団体に関する事。
- 七 民生オンラインシステムに関する事。
- 八 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。
- 九 介護福祉人材の就業支援に関する事。
- 十 広島県社会福祉審議会に関する事。

社会援護課

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）に関する事。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号) に関する事。

- 三 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号) に関する事。
 - 四 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号) に関する事。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
 - 五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号) に関する事。
 - 六 引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第九号) に関する事。
 - 七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第一百四号) に関する事。
 - 八 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号) に関する事。
 - 九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号) に関する事。
 - 十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号) に関する事。
 - 十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号) に関する事。
 - 十二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号) に関する事。
 - 十三 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号) に関する事。
 - 十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号) に関する事。
 - 十五 在外公館等借入金の確認に関する法律(昭和二十四年法律第七十三号) に関する事。
 - 十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関する事。
 - 十七 旧軍人及び軍属の恩給に関する事。
 - 十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 障害者支援課
- 一 障害者自立支援法に関する事。(健康対策課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) に関する事。
 - 三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) に関する事。
 - 四 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号) に関する事。
 - 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号) に関する事。
 - 六 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
 - 七 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
 - 八 心身障害者の扶養共済に関する事。
 - 九 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
 - 十 広島県立視覚障害者情報センターに関する事。

- 十一 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関すること。
- 十二 広島県立障害者療育支援センターに関すること。
- 十三 広島県立福山若草園に関すること。
- 十四 広島県障害者施策推進協議会に関すること。
- 十五 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- 十六 社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。
- 十七 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。

高齢者支援課

- 一 高齢化対策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）に関すること。
- 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）に関すること。
- 四 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に関すること。
- 五 介護保険法に基づく適合高齢者専用賃貸住宅に関すること。
- 六 財団法人広島県健康福祉センターに関すること。

介護保険課

- 一 介護保険法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 三 広島県介護保険審査会に関すること。

（商工労働局各課の分掌事務）

第十二条 商工労働局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

商工労働総務課

- 一 商工労働局の庶務に関すること。
- 二 主要な商工労働施策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 物流の効率化に関すること。
- 四 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関すること。
- 五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）に関すること。
- 六 流通施設に関すること。（農林水産局農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）
- 七 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に関すること。
- 八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）に関すること。
- 九 中小企業の振興に関すること。（三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡の区域に係るものに限る。）
- 十 県内への企業立地及び投資促進に関すること。（三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡の区域に係るものに限る。）

- 十一 商工関係の団体に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡の区域に係るものに限る。)
 - 十二 中小企業の経営相談に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡の区域に係るものに限る。)
 - 十三 労働相談に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡の区域に係るものに限る。)
 - 十四 広島県大阪情報センターに関すること。(商工労働局中他課の所属に属するものを除く。)
 - 十五 公益財団法人ひろしま産業振興機構の指導に関すること。
 - 十六 商工労働局中他課の所掌に属しないこと。
- 雇用労働政策課

- 一 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)に関すること。(広島県労働委員会
の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)
- 二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に関すること。
- 三 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)に
関すること。
- 四 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)に関すること。
- 五 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)に関すること。
- 六 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に関すること。(総務局人事課の
所掌に属するものを除く。)
- 七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)に關す
ること。
- 八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
律(昭和六十年法律第八十八号)に関すること。
- 九 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)に關するこ
と。
- 十 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)に關する
こと。
- 十一 公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)に關すること。
- 十二 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)に關すること。
- 十三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に關する
こと。
- 十四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)に關す
ること。
- 十五 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)に關すること。
- 十六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の

改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に関する事。

十七 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）に関する事。

十八 その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事。

十九 労働教育に関する事。

二十 労働相談に関する事。

二十一 労働相談コーナーに関する事。

二十二 広島県労働委員会に関する事。

二十三 労働市場の分析に関する事。

二十四 労働福祉に関する事。

二十五 ひろしまジョブプラザに関する事。

二十六 広島県若者就業サポートセンターに関する事。

二十七 広島地域若者サポートステーションに関する事。

二十八 広島県無料職業紹介所に関する事。

職業能力開発課

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に関する事。

二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による能力開発事業に関する事。

三 広島県立職業能力開発校に関する事。

四 広島県立技術短期大学校に関する事。

五 広島障害者職業能力開発校に関する事。

六 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第二十条の規定による独立行政法人雇用・能力開発機構に対する職業訓練の実施に関する要請等に関する事。

七 広島県職業能力開発協会に関する事。

八 広島県職業能力開発審議会に関する事。

産業政策課

一 技術の振興に関する事。

二 鉱業権に関する事。

三 発明及び特許に関する事。

四 広島ブランドショップに関する事。（観光課及び農林水産局農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）

五 地域ブランドづくりに関する事。

六 産業デザインに関する事。

七 創業及び新事業活動の促進に関する事。

八 伝統的工芸品産業の振興に関する事。

- 九 県産品の開発及び販路開拓に関する事。
 - 十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）に関する事。
 - 十一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に関する事。
 - 十二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）に関する事。
 - 十三 計量法（平成四年法律第五十一号）に関する事。
 - 十四 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）に関する事。
 - 十五 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関する事。
 - 十六 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関する事。
 - 十七 広島県立産業技術交流センターに関する事。
 - 十八 広島県立産業会館に関する事。
 - 十九 広島県産業科学技術研究所に関する事。
 - 二十 商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関する事。
- 産業人材課
- 一 産業人材の育成支援に関する事。
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）に関する事。
 - 三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に関する事。
 - 四 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に関する事。
- 次世代産業課
- 一 次世代産業の創造支援に関する事。
 - 二 産学官連携に関する事。
 - 三 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）に基づく知事の認定に関する事。
 - 四 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第四号の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する事。
- 経営革新課
- 一 中小企業の金融に関する事。
 - 二 中小企業構造の高度化に関する事。
 - 三 中小企業支援資金に関する事。
 - 四 広島県信用保証協会に関する事。
 - 五 商工会議所に関する事。
 - 六 中小企業の診断に関する事。
 - 七 中小企業の経営革新支援に関する事。

- 八 地場産業の振興に関すること。
 - 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に関すること。
 - 十 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に関すること。
 - 十一 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）に関すること。
 - 十二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に関すること。
 - 十三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）に関すること。
 - 十四 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）に関すること。
 - 十五 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）に関すること。
 - 十六 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）に関すること。
 - 十七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に関すること。
 - 十八 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）に関すること。
 - 十九 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）に関すること。
 - 二十 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）に関すること。
 - 二十一 商工労働局中他課の所掌に属しない商業の振興に関すること。
- 県内投資促進課

- 一 県内への企業立地及び投資促進並びに既存企業の振興に関すること。
- 二 農村地域工業導入促進に係る県の実施計画に関すること。
- 三 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）に基づく産業関連施設の整備に関すること。
- 四 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に関すること。
- 五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に関すること。
- 六 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）に関すること。
- 七 企業立地に係る環境保全に関すること。
- 八 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関すること。

海外ビジネス課

- 一 海外ビジネスの促進に関すること。
- 二 海外からの県内投資の促進に関すること。
- 三 経済交流の推進に関すること。

観光課

- 一 観光振興施策の企画及び連絡調整に関すること。
- 二 観光振興事業の振興に関すること。

- 三 観光客の誘致宣伝に関すること。
- 四 観光統計に関すること。
- 五 広島ブランドショップにおける観光振興に関すること。
- 六 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）に関すること。
- 七 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）に関すること。
- 八 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に関すること。
- 九 ひろしま観光立県推進基本条例（平成十八年広島県条例第七十三号）に関すること。
- 十 広島県観光立県推進会議に関すること。

（農林水産局各課の分掌事務）

第十三条 農林水産局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

- 一 農林水産局の庶務に関すること。
- 二 農林水産局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 農林水産局における人権問題対策の推進に関すること。
- 四 農林水産事務所に関すること。（他局及び農林水産局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 財団法人広島県農林振興センターの指導に関すること。（農林水産局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 農林水産局中他課の所掌に属しないこと。

団体検査課

- 一 農業協同組合の監督に関すること。
- 二 農業共済事業に関すること。
- 三 独立行政法人農業者年金基金の受託者の検査に関すること。
- 四 農業倉庫に関すること。
- 五 広島県農業共済保険審査会に関すること。
- 六 水産業協同組合の監督に関すること。
- 七 森林組合の監督に関すること。

農業担い手支援課

- 一 農業の構造改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 集落農場型農業生産法人の育成に関すること。
- 三 企業の農業分野への参入促進に関すること。
- 四 農地開発の調査及び計画並びにその推進に関すること。
- 五 農地保有合理化事業の推進に関すること。
- 六 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- 七 新規就農対策に関すること。
- 八 農業の担い手の育成及び指導に関すること。

- 九 経営構造対策事業の推進に関すること。
- 十 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び山村等振興対策事業の推進に関すること。
- 十一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に関すること。
- 十二 農村地域工業導入促進に関すること。（商工労働局県内投資促進課の所掌に属するものを除く。）
- 十三 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関すること。
- 十四 農業金融に関すること。

園芸産地推進課

- 一 園芸産地の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- 二 園芸作物の生産及び流通に関すること。（農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）
- 三 農作物の種苗の生産等に関すること。

農業販売戦略課

- 一 農産物の販売力強化及びブランド化に関すること。
- 二 農産物の海外への販路開拓に関すること。
- 三 食の安全・安心に関すること。（健康福祉局食品生活衛生課の所掌に属するものを除く。）
- 四 農畜水産物流通行政の企画及び総合調整に関すること。
- 五 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。
- 六 ひろしまフードフェスティバルに関すること。
- 七 広島ブランドショップの農林水産物等の物産販売に関すること。
- 八 卸売市場に関すること。
- 九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）に関すること。
- 十 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）に関すること。
- 十一 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）に関すること。
- 十二 農用地に係る土壌の保全に関すること。
- 十三 環境保全型農業の推進に関すること。
- 十四 有機性資源循環利用の推進に関すること。
- 十五 食農教育の推進に関すること。

農業技術課

- 一 協同農業普及事業に関すること。
- 二 農林水産局における試験研究及び試験研究補助事業の総合調整に関すること。

- 三 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。
 - 四 農業振興地域の整備に関すること。
 - 五 農事調停及び和解の仲介に関すること。
 - 六 穀類の生産等に関すること。
 - 七 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に関すること。
 - 八 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）に関すること。
 - 九 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関すること。
 - 十 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）に関すること。
 - 十一 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関すること。
 - 十二 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関すること。
 - 十三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の八に規定する土地の配分計画に関すること。
 - 十四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）に関すること。
 - 十五 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号）に関すること。
 - 十六 有害鳥獣の被害対策に関すること。
 - 十七 自作農財産事務に関すること。
 - 十八 農業の機械化に関すること。
 - 十九 病害虫防除所に関すること。
 - 二十 農業技術指導所に関すること。
 - 二十一 広島県立農業技術大学校に関すること。
- 畜産課
- 一 畜産の生産構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
 - 二 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。（農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）
 - 三 家畜の改良増殖に関すること。
 - 四 家畜衛生及び家畜防疫に関すること。
 - 五 獣医師及び装削蹄師ていしに関すること。
 - 六 家畜市場及び家畜商に関すること。
 - 七 動物用薬事に関すること。
 - 八 家畜排せつ物の適正管理及び畜産経営に係る環境整備に関すること。
 - 九 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に関すること。（水産課の所掌に属するものを除く。）
 - 十 自給飼料の生産及び流通に関すること。
 - 十一 草地の造成及び改良に関すること。

- 十二 地方競馬に関すること。
- 十三 養蜂に関すること。
- 十四 家畜保健衛生所に関すること。
- 十五 畜産事務所に関すること。

林業課

- 一 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- 二 県産材の販売体制の確立及び販売戦略の強化に関すること。
- 三 林業普及指導事業に関すること。
- 四 森林計画の編成及び運営に関すること。
- 五 市町村森林整備計画及び森林施業計画に関すること。
- 六 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。
- 七 入会林野等の高度利用に関すること。
- 八 林業金融に関すること。
- 九 林業労働に関すること。
- 十 林業用の種苗に関すること。
- 十一 林産物の生産及び流通に関すること。
- 十二 林業・木材産業等振興施設整備事業に関すること。
- 十三 林業従事者の育成及び指導に関すること。
- 十四 林業・木材関係団体等の指導に関すること。（団体検査課の所掌に属するものを除く。）
- 十五 造林事業に関すること。
- 十六 ひろしまの森づくり事業（県産材の消費拡大支援に係るものに限る。）に関すること。
- 十七 林道事業に関すること。
- 十八 間伐の促進に関すること。
- 十九 広島県森林審議会に関すること。

森林保全課

- 一 緑化及び県民参加の森づくりに関すること。
- 二 ひろしまの森づくり事業に関すること。（林業課の所掌に属するものを除く。）
- 三 森林病虫害等の防除に関すること。
- 四 森林火災予防の指導に関すること。
- 五 森林国営保険に関すること。
- 六 県営林の管理及び経営に関すること。
- 七 水源林造成事業の推進に関すること。
- 八 財団法人広島県農林振興センター等の分収造林に関すること。
- 九 民有林の開発規制に関すること。

- 十 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 十一 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に関すること。
- 十二 治山事業に関すること。
- 十三 地すべりの防止に関すること。（森林の保全に係るものに限る。）
- 十四 広島県緑化センターに関すること。
- 十五 広島県立広島緑化植物公園に関すること。

水産課

- 一 水産業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- 二 水産物の販売力強化に関すること。
- 三 水産物の生産及び流通に関すること。（農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）
- 四 栽培漁業に関すること。
- 五 内水面漁業に関すること。
- 六 水産業改良普及事業に関すること。
- 七 新規漁業就業者等担い手の育成及び指導に関すること。
- 八 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）に関すること。
- 九 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に関すること。
- 十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること。（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）第一条第四号に規定する動物の飼料に係るものに限る。）
- 十一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に関すること。
- 十二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）に関すること。
- 十三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）に関すること。
- 十四 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）に関すること。
- 十五 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に関すること。
- 十六 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に関すること。
- 十七 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に関すること。
- 十八 小型漁船の総トン数の測度に関すること。
- 十九 漁業金融に関すること。
- 二十 駐留軍及び自衛隊に係る漁業の損失補償に関すること。
- 二十一 外海及び海外出漁の指導に関すること。
- 二十二 水産関係団体等の指導に関すること。（団体検査課の所掌に属するものを除く。）
- 二十三 水産基盤整備事業の推進に関すること。

- 二十四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。
- 二十五 漁場環境の保全及び創造に関すること。
- 二十六 漁港に関すること。
- 二十七 海岸に関すること。（漁港管理者が管理するものに限る。）
- 二十八 広島県栽培漁業センターに関すること。
- 二十九 広島海区漁業調整委員会に関すること。
- 三十 広島県内水面漁場管理委員会に関すること。

農林整備管理課

- 一 農業土木工事及び森林土木工事の技術管理及び進行管理に関すること。
- 二 農業土木工事及び森林土木工事の調査、検査及び設計事務に関すること。

農業基盤課

- 一 土地改良事業等に関すること。
- 二 土地改良法に関すること。（農業技術課の所掌に属するものを除く。）
- 三 農業基盤整備資金に関すること。
- 四 土地改良事業関係団体の指導に関すること。
- 五 海岸に関すること。（農地の保全に係るものに限る。）
- 六 土地改良事業等の調査及び計画に関すること。
- 七 地すべりの防止に関すること。（農地の保全に係るものに限る。）
- 八 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- 九 農業基盤の資源保全に関すること。

（土木局各課の分掌事務）

第十四条 土木局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木総務課

- 一 土木局の庶務に関すること。
- 二 都市局の庶務の総括に関すること。
- 三 土木局及び都市局所掌の主要な建設施策の企画及び総合調整に関すること。
- 四 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に関すること。
- 五 建設事務所に関すること。（他局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 広島県広島西飛行場事務所に関すること。（空港振興課の所掌に属するものを除く。）
- 七 広島県広島港湾振興事務所に関すること。（農林水産局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 広島県建設工事紛争審査会に関すること。
- 九 広島県収用委員会に関すること。
- 十 広島県漁業補償調停委員会に関すること。
- 十一 広島県土地開発公社に関すること。（用地課の所掌に属するものを除く。）

- 十二 広島県道路公社及び広島高速道路公社に関すること。（道路企画課の所掌に属するものを除く。）
- 十三 広島県住宅供給公社に関すること。（都市局住宅課の所掌に属するものを除く。）
- 十四 財団法人広島県下水道公社に関すること。（都市局都市環境課の所掌に属するものを除く。）
- 十五 土木局中他課の所掌に属しないこと。

建設産業課

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関すること。
- 二 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）に関すること。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関すること。（都市局建築課の所掌に属するものを除く。）
- 四 建設工事指名競争入札参加者の資格審査及び格付に関すること。
- 五 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関すること。
- 六 建設工事に係る解体工事業者に関すること。
- 七 建設統計に関すること。
- 八 景観法第三章の規定による違反建築物等に係る措置等に関すること。（建設業法に係るものに限る。）
- 九 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。
- 十 広島県公共工事入札監視委員会に関すること。

用地課

- 一 県が施行する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う損失補償基準に関すること。
- 二 漁業補償に関すること。
- 三 土木局及び都市局並びに係る地方機関において執行する事業に係る土地の取得及び使用並びに損失補償に関すること。
- 四 土地収用に関すること。
- 五 土木局及び都市局並びに係る地方機関において執行する事業に係る公共用地先行取得資金に関すること。
- 六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三章の規定による裁定に関すること。
- 七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四章の規定による裁定に関すること。
- 八 ガス事業法第四十三条から第四十五条までの規定による裁定に関すること。
- 九 広島県土地収用事業認定審議会に関すること。
- 十 広島県土地開発公社の事業運営に関すること。
- 十一 都市局及び土木局中他課の所掌に属しない国土交通省所管の国有財産に関すること。

十二 都市局及び土木局中他課の所掌に属しない県有土地に関する事
技術企画課

- 一 建設技術施策の企画及び調査に関する事。
- 二 土木事業の検査及び監察に関する事。
- 三 土木工事の技術管理に関する事。
- 四 建設事業の調整及び進行管理に関する事。
- 五 土木技術の向上及び研修に関する事。
- 六 土木局及び都市局所掌の災害復旧に関する事。
- 七 建設工事材料等の品質管理に関する事。
- 八 土木工事の設計積算の電算処理に関する事。
- 九 土木局及び都市局所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関する事。
- 十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に関する事。
- 十一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に関する事。（道路河川管理課及び港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）に関する事。（建設産業課の所掌に属するものを除く。）

道路河川管理課

- 一 建設機械整備事業に関する事。
- 二 道路の管理に関する事。
- 三 鉄道及び軌道に関する事。（道路整備課の所掌に属するものを除く。）
- 四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）に関する事。（道路整備課及び都市局都市整備課の所掌に属するものを除く。）
- 五 河川の管理に関する事。
- 六 海岸の管理に関する事。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 七 砂防指定地の管理に関する事。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 八 地すべり防止区域の管理に関する事。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 九 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する事。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 十 水利及び水利権に関する事。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 十一 水防に関する事。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 公有水面（海面を除く。）の埋立てに関する事。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 十三 広島県水防協議会に関する事。
- 十四 他局及び土木局中他課の所掌に属しない道路及び河川に関する事。

道路企画課

- 一 道路施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- 二 高速自動車国道等の建設促進に関すること。
- 三 橋梁（りょう）の新設及び改良に関すること。
- 四 高速自動車国道等の建設に伴う関連公共事業に関する関係市町及び西日本高速道路株式会社との連絡に関すること。
- 五 広島県道路公社及び広島高速道路公社の事業運営に関すること。

道路整備課

- 一 道路の新設、改良及び舗装に関すること。
- 二 市町道の整備に関すること。
- 三 道路及び橋梁（りょう）の維持補修に関すること。
- 四 交通安全施設の整備に関すること。
- 五 鉄道及び軌道の技術的事項に関すること。
- 六 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に関すること。
- 七 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。（道路の新設又は改良事業に関することに限る。）

河川課

- 一 河川施策の企画及び調査並びに河川施設の整備及び維持に関すること。
- 二 海岸施策の企画及び調査並びに海岸施設の整備及び維持に関すること。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾企画整備課の所掌に属するものを除く。）
- 三 水利及び水利権の技術的事項に関すること。
- 四 水防の技術的事項に関すること。
- 五 公有水面（海面を除く。）の埋立ての技術的事項に関すること。
- 六 水の需給計画に関すること。
- 七 ダムの建設及び管理に関すること。（農林水産局農業基盤課の所掌に属するものを除く。）
- 八 水資源の総合開発に関すること。
- 九 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）に関すること。
- 十 小瀬川ダム管理事務協議会に関すること。

砂防課

- 一 砂防に関すること。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 二 地すべりの防止に関すること。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法

律第五十七号) に関する事。

空港振興課

- 一 空港対策及び航空対策の企画及び総合調整に関する事。
- 二 広島空港の整備に関する事。
- 三 広島空港のアクセスに関する事。
- 四 広島空港県営駐車場に関する事。
- 五 広島県広島西飛行場の管理運営に関する事。
- 六 他局の所掌に属しない空港及び航空に関する事。

港湾振興課

- 一 海岸の管理に関する事。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 二 海域の管理に関する事。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に属するものを除く。)
- 三 港湾施設の管理に関する事。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 四 運河の管理に関する事。
- 五 公有水面(海面に限る。)の埋立てに関する事。
- 六 港湾振興に関する事。
- 七 ポートセールスに関する事。
- 八 広島県港湾整備事業基金に関する事。(資金の運用に関する事項を除く。)
- 九 広島県広島港湾振興事務所の事業に関する事。(他局の所掌に属するものを除く。)
- 十 広島県海域利用審査会に関する事。
- 十一 他局及び土木局中他課の所掌に属しない港湾に関する事。

港湾企画整備課

- 一 港湾施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
- 二 港湾施設の整備に関する事。
- 三 海岸の計画及び整備に関する事。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに河川課の所掌に属するものを除く。)
- 四 港湾調査に関する事。
- 五 広島県広島港地方港湾審議会、広島県尾道糸崎港地方港湾審議会及び広島県福山港地方港湾審議会に関する事。

第十九条を削る。

第十八条会計総務課の項第六号を次のように改める。

- 六 財務会計システムに関する事。(総務局行政管理課の所掌に属するものを除く。)

第二章第二節中第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、同章第一節中第十五条を第十六条とする。

第十四条の二都市政策課の項第六号中「住宅地関連公共施設整備促進事業」を「住宅市街地基盤整備事業」に改め、同項中第九号を第十七号とし、第八号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 広島県屋外広告物審議会に関すること。

第十四条の二都市政策課の項中第七号を第十四号とし、第六号の次に次の七号を加える。

七 屋外広告物に関すること。

八 風致地区に関すること。

九 都市公園の管理に関すること。

十 広島県立みよし公園の管理に関すること。

十一 広島県立びんご運動公園の管理に関すること。

十二 広島県立せら県民公園の管理に関すること。

十三 土地区画整理に関すること。（行政不服審査法に係る事務に限る。）

第十四条の二都市整備課の項第五号中「都市環境課」を「都市政策課」に改め、同条都市環境課の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「こと。」の下に「（都市政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号中「こと。」の下に「（都市政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「こと。」の下に「（都市政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中「こと。」の下に「（都市政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同項第十二号中「下水道」の下に「及び都市公園」を加え、同号を同項第九号とし、同項第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同条建築課の項第十一号中「健康福祉局社会福祉部障害者支援課」を「健康福祉局障害者支援課」に改め、同項第十九号中「第二章」を「第三章」に、「土木局総務管理部建設産業課」を「土木局建設産業課」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条第一項の表を次のように改める。

主管 局課	名 称	目 的
総務課 総務課	広島県情報公開 ・個人情報保護 審査会	<p>一 広島県情報公開条例の規定に基づき、同条例第二条第一項に規定する実施機関の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。</p> <p>二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、同条例第二条第一項に規定する実施機関の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。</p>

局 民 県 境 環		課 進 推 略 戦		課 務 税		課 利 福		課 事 人	
総 民 県 境 環		課 進 推 略 戦		課 務 税		課 利 福		課 事 人	
広島県土地利用 審査会	広島県総合計画 審議会	広島県固定資産 評価審議会	公務災害補償等 審査会	公務災害補償等 認定委員会	広島県職員委員 会	広島県特別職報 酬等審議会	広島県公益認定 等審議会	広島県個人情報 保護審議会	
国土利用計画法の規定に基づき、規制区域の指定若しくは指定の解除又は指定区域の減少に係る確認、土地に関する権利移転に係る処分についての不服申立ての審理その他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	広島県総合計画審議会設置条例（平成十七年広島県条例第二号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議すること。	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び広島県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年広島県条例第三十七号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、固定資産の評価に関する事項について調査審議すること。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づき、非常勤の職員に対する公務災害補償の実施に関する審査の申立てについて審査し、及び裁定すること。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）の規定に基づき、非常勤の職員について発生した災害が公務上のものであるかどうかの認定について調査審議すること。	地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の規定に基づき、副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどること。	広島県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年広島県条例第二百二十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬及び知事の給料の額について審議すること。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。	一 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、同条例第二条第一項に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例の運用に関する重要な事項について調査審議し、答申するほか、必要に応じ意見を述べること。 二 住民基本台帳法の規定に基づき、知事が住民票コードの利用制限に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べるほか、知事の諮問に応じ、県の保有する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これらの事項について知事に建議すること。	

課 務		消 費 生 活 課		人 権 男 女 共 同 参 画 課		県 民 活 動 課	
広島県国土利用計画審議会	広島県消費生活審議会	広島県消費者苦情処理委員会	広島県男女共同参画審議会	広島県青少年問題協議会	広島県青少年環境整備審議会	広島県交通安全対策会議	
<p>国土利用計画法の規定に基づき、県の区域における国土の利用に関する都道府県計画及び土地利用基本計画の策定に関する事項等を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要事項を調査審議し、並びに国土調査法の規定により、国土調査が実施される場合において、知事の請求に応じ、当該国土調査に関する重要事項について調査審議すること。</p>	<p>広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（昭和五十一年広島県条例第一号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県民の消費生活に関する重要事項を調査審議すること。</p>	<p>広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の規定に基づき、消費者苦情を解決するための調停を行うほか、消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。</p>	<p>広島県男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、知事に意見を述べること。</p>	<p>地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）及び広島県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年広島県条例第五十一号）の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、関係行政機関相互の連絡調整を図り、並びに知事及び関係行政機関に対して意見を述べること。</p>	<p>広島県青少年健全育成条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、青少年の健全育成を図る上で有益な映画、図書、書籍等の推奨、青少年に有害な図書類、興行、玩具及び広告物の指定及びその取消しに関する事項その他青少年を取り巻く環境整備に関する事項を調査審議すること。</p>	<p>交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の規定に基づき、県の交通安全計画を作成し、その実施を推進するほか、県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施について推進するとともに、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町相互間の連絡調整を図ること。</p>	

局社福康健

課 險 保 療 医		課 務 医		課 全 保 境 環		課 策 政 境 環		課 事 学											
広島県後期高齢者医療審査会	広島県国民健康保険審査会	広島県准看護師試験委員	広島県医療審議会	広島県景観審議会	広島県環境影響評価技術審査会	広島県公害審査会	広島県環境審議会	広島県公立大学法人評価委員会	広島県私立学校審議会										
<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服を審査すること。</p>		<p>国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服を審査すること。</p>		<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。</p>		<p>医療法の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。</p>		<p>ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議すること。</p>		<p>広島県環境影響評価に関する条例の規定に基づき、環境影響評価に関する技術的事項を審査すること。</p>		<p>公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の規定に基づき、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行い、並びにその権限に属させられた事項を処理するほか、公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べること。</p>		<p>環境基本法（平成五年法律第九十一号）及び自然環境保全法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するほか、その権限に属させられた事項を処理すること。</p>		<p>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務の実績に関する評価その他同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>		<p>私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づき、私立大学及び私立高等学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置及び廃止の認可、これらの学校を設置する法人の寄附行為の認可その他これらの学校及びこれらの学校を設置する法人について知事が行う処分について意見を答申し、並びにこれらの学校に関する重要事項について知事に建議すること。</p>	

介護保険課	障害者支援課		地域福祉課	薬務課	食品生活衛生課	健康対策課			
<p>広島県介護保険 審査会</p>	<p>広島県障害者介 護給付費等不服 審査会</p>	<p>広島県障害者施 策推進協議会</p>	<p>広島県社会福祉 審議会</p>	<p>広島県麻薬中毒 審査会</p>	<p>広島県薬事審議 会</p>	<p>広島県生活衛生 適正化審議会</p>	<p>広島県精神医療 審査会</p>	<p>広島県食育推進 会議</p>	<p>広島県精神保健 福祉審議会</p>
<p>介護保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）に関する</p>	<p>障害者自立支援法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査すること。</p>	<p>障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するほか、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>	<p>社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申すること。</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。</p>	<p>薬事法及び広島県薬事審議会条例（昭和三十六年広島県条例第三十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて意見を答申し、並びに同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係行政機関に対し建議すること。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、定期の報告等及び入院等の請求に係る入院中の者の入院の要否及び処遇の適否について、知事の求めに応じ審査すること。</p>	<p>食育基本法（平成十七年法律第六十三号）及び広島県食育基本条例（平成十八年広島県条例第五十六号）の規定に基づき、広島県食育推進計画を策定し、及びその実施を推進すること。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議し、及び知事に意見を具申すること。</p>

		局木土		局産水林農		局働労工商		
理管川河路道	課地用	課業産設建	課務総木土		課業林	課査検体団	課光観	課発開力能業職
会 広島県水防協議	広島県土地収用 事業認定審議会	広島県公共工事 入札監視委員会	広島県漁業補償 調停委員会	広島県建設工事 紛争審査会	広島県森林審議 会	広島県農業共済 保険審査会	広島県観光立県 推進会議	広島県職業能力 開発審議会
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定に基づき、水防計画その他の水防に関する重要事項を調査審議し、及び水防について関係機関に意見を述べること。	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議すること。	広島県公共工事入札監視委員会設置条例（平成十五年広島県条例第四号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議すること。	広島県漁業補償調停委員会設置条例（平成二年広島県条例第三十三号）の規定に基づき、公共性の高い事業に係る漁業補償について調停を行うこと。	建設業法の規定に基づき、建設工事の請負契約に関する紛争についてあつせん、調停及び仲裁を行うこと。	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の規定に基づき、森林に関する重要事項に関し、知事の諮問に応じて答申し、及び関係行政機関に建議すること。	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の規定に基づき、農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査その他その権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項を調査審議すること。	ひろしま観光立県推進基本条例の規定に基づき、ひろしま観光立県推進基本計画について審議し、及びその実施を推進すること。	職業能力開発促進法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること。

処分に対する不服を審査すること。

				局市都							
課宅住		課築建		課備整市都	課策政市都		課備整画企湾港		課興振湾港	課	
広島県営住宅 管理審議会	広島県建築士審 査会	広島県建築審査 会		広島県開発審査 会	広島県屋外広告 物審議会	広島県都市計画 審議会	広島県福山港地 方港湾審議会	広島県尾道糸崎 港地方港湾審議 会	広島県広島港地 方港湾審議会	広島海域利用審 査会	
広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県営住宅の入居者の選考に関する事項のほか県営住宅の管理に関する重要事項を調査審議すること。	建築士法の規定に基づき、二級建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、建築士の業務の停止その他知事が行う処分について同意を行う等同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。	建築基準法の規定に基づき、知事又は建築主事の処分に対する審査請求を裁定し、及び壁面線の指定その他知事が行う処分について同意を行うほか、知事の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。		都市計画法の規定に基づき、同法第五十条第一項に規定する審査請求に対して裁決し、及び市街化調整区域に係る開発行為の許可に関し知事が付議した事項について審議すること。	広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の規定に基づき、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関し、知事が行う許可等の処分又はこれらに関する規定の設定について意見を答申するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議すること。	都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。	港湾法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、福山港に関する重要事項を調査審議すること。	港湾法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、尾道糸崎港に関する重要事項を調査審議すること。	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、広島港に関する重要事項を調査審議すること。	広島県の海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、海域の土地利用等について意見を述べるほか、海域の活用と保全に関する重要事項を調査審議すること。	

第二十二條を次のように改める。

(内部組織)

第二十三条 次表上欄に掲げる総務事務所に当該中欄に掲げる課を置き、当該課の位置は当該下欄に掲げるとおりとする。

総務事務所名	課名	位置
広島県西部総務事務所	総務課	広島市中区基町
	総務第二課	廿日市市桜尾本町
広島県東部総務事務所	総務課、経理課	福山市三吉町一丁目
	総務第二課	尾道市古浜町
広島県北部総務事務所	総務課、経理課	三次市十日市東四丁目
	総務第二課	庄原市東本町一丁目

第二十四条 広島県東部総務事務所の部総務課の項第十二号中「商工労働局総務管理部商工労働総務課」を「商工労働局商工労働総務課」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第二十五条 総務事務所の各課に必要に応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、総務事務所の長が定める。

第二十七条を次のように改める。

(支所の内部組織)

第二十七条 次表上欄に掲げる総務事務所の支所に当該下欄に掲げる課を置く。

総務事務所に置く支所の名称	課名
広島県西部総務事務所呉支所	総務課、経理課
広島県西部総務事務所東広島支所	総務課、経理課

第二十九条を次のように改める。

(支所の各課の係の設置等)

第二十九条 総務事務所の支所の各課に必要に応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係総務事務所の長が定める。

第三十二条を次のように改める。

(内部組織)

第三十二条 次表上欄に掲げる県税事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

県税事務所名	課名
広島県西部県税事務所	税務管理課、滞納整理第一課、滞納整理第二課、

広島県東部県税事務所	法人課税課、個人課税課、不動産税課、自動車税課、軽油税課
広島県東部県税事務所	税務管理課、滞納整理課、課税第一課、課税第二課
広島県北部県税事務所	収納管理課、課税課

第三十四条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第三十四条 県税事務所の各課に必要な応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、県税事務所の長が定める。

第三十七条を次のように改める。

(分室の内部組織)

第三十七条 次表上欄に掲げる県税事務所の分室に当該下欄に掲げる課を置く。

県税事務所に置く分室の名称	課名
広島県西部県税事務所東広島分室	納税課、不動産評価課、軽油調査課

第三十九条を次のように改める。

(分室の各課の係の設置等)

第三十九条 県税事務所の分室の各課に必要な応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係県税事務所の長が定める。

第四十二条を次のように改める。

(内部組織)

第四十二条 次表上欄に掲げる厚生環境事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

厚生環境事務所名	課名
広島県西部厚生環境事務所	厚生課、福祉課、保健課、生活衛生課、環境管理課、試験検査課
広島県西部東厚生環境事務所	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課
広島県東部厚生環境事務所	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課
広島県北部厚生環境事務所	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

第四十四条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第四十四条 厚生環境事務所の各課に必要な応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、厚生環境事務所の長が定める。

第四十七条を次のように改める。

(支所の内部組織)

第四十七条 次表上欄に掲げる厚生環境事務所の支所に当該下欄に掲げる課を置く。

厚生環境事務所に置く支所の名称	課名
広島県西部厚生環境事務所広島支所	厚生保健課、衛生環境課
広島県西部厚生環境事務所呉支所	厚生保健課、衛生環境課
広島県東部厚生環境事務所福山支所	厚生保健課、衛生環境課、試験検査課

第四十九条を次のように改める。

(支所の各課の係の設置等)

第四十九条 厚生環境事務所の支所の各課に必要なに応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係厚生環境事務所の長が定める。

第五十二条を次のように改める。

(内部組織)

第五十二条 次表上欄に掲げる保健所に当該下欄に掲げる課を置く。

保健所名	課名
広島県西部保健所	厚生課、保健課、生活衛生課、試験検査課
広島県西部東保健所	厚生課、保健課、生活衛生課
広島県東部保健所	厚生課、保健課、生活衛生課
広島県北部保健所	厚生課、保健課、生活衛生課

第五十三条厚生課の項に次の一号を加える。

十九 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令、質問及び立入検査に関すること。

第五十三条保健課の項第十九号中「(障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。)」を削り、「こと。」の下に「(厚生課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第五十四条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第五十四条 保健所の各課に必要なに応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、保健所の長が定める。

第五十七条を次のように改める。

(支所の内部組織)

第五十七条 次表上欄に掲げる保健所の支所に当該下欄に掲げる課を置く。

保健所に置く支所の名称	課名
広島県西部保健所広島支所	厚生保健課、衛生環境課
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課、衛生環境課
広島県東部保健所福山支所	厚生保健課、衛生環境課、試験検査課

第五十八条厚生保健課の項第三十五号中「(障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。)」を削る。

第五十九条を次のように改める。

(支所の各課の係の設置)

第五十九条 保健所の支所の各課に必要に応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係保健所の長が定める。

第六十条の表中「行つた」を「行つた」に改める。

第六十六条指導課の項第四号中「飼育あつせん」を「飼育あつせん」に改める。

第六十八条第一項第七号中「あつせん」を「あつせん」に改める。

第六十九条を次のように改める。

(内部組織)

第六十九条 次表上欄に掲げる子ども家庭センターに当該下欄に掲げる課を置く。

子ども家庭センター名	課名
広島県西部子ども家庭センター	総務企画課、相談援助課、児童虐待対応課、女性相談課、判定指導課、一時保護課
広島県東部子ども家庭センター	総務課、相談援助課、児童虐待対応課、判定指導課、一時保護課
広島県北部子ども家庭センター	相談援助課、判定指導課

第七十条広島県西部子ども家庭センターの部相談援助課の項第一号から第三号までの規定及び同項第五号中「こと。」の下に「(児童虐待対応課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第七号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同項の次に次のように加える。

児童虐待対応課

一 児童福祉法による市町に対する児童虐待に係る技術的な援助及び助言に関すること。

二 児童虐待の通告、相談及び調査に関すること。

三 児童福祉法による児童等に対する児童虐待に係る措置に関すること。

第七十条広島県東部子ども家庭センターの部相談援助課の項第一号から第三号までの規定及び同項第五号中「こと。」の下に「(児童虐待対応課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第七号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同項の次に次のように加える。

児童虐待対応課

- 一 児童福祉法による市町に対する児童虐待に係る技術的な援助及び助言に関すること。
 - 二 児童虐待の通告、相談及び調査に関すること。
 - 三 児童福祉法による児童等に対する児童虐待に係る措置に関すること。
- 第七十条広島県北部子ども家庭センターの部相談援助課の項第八号中「あつせん」を「あつせん」に改める。

第七十一条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第七十一条 子ども家庭センターの各課に必要なに応じて係を置く。

- 2 前項の係の分掌事務は、子ども家庭センターの長が定める。
- 第七十四条を次のように改める。

(内部組織)

第七十四条 次表上欄に掲げる農林水産事務所に当該中欄に掲げる課を置き、当該課の位置は当該下欄に掲げるとおりとする。

農林水産事務所名	課名	位置
広島県西部農林水産事務所	農村振興課、水産課	広島市中区基町
	水産第二課	呉市西中央一丁目
	農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課、林務第三課	広島市中区基町
広島県東部農林水産事務所	農村振興課、水産課、農村整備課、林務課	福山市三吉町一丁目
広島県北部農林水産事務所	農村振興課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課	庄原市東本町一丁目

第七十五条広島県西部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 有害鳥獣の被害対策に関すること。

二十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。

第七十五条広島県西部農林水産事務所の部林務第三課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改め、同条広島県東部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十八号を第二十号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 有害鳥獣の被害対策に関すること。

十九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関する
と。

第七十五条広島県東部農林水産事務所の部農村整備第一課の項を次のように改める。

農村整備課

- 一 土地改良法に関すること。
- 二 土地改良事業等関係公共土地物件の取得に関すること。
- 三 県営土地改良事業等に関すること。
- 四 農地及び農薬用施設の災害復旧事業に関すること。
- 五 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること。
- 六 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること。
- 七 農地に係る海岸の保全に関すること。
- 八 農地に係る地すべりの防止に関すること。
- 九 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること。

第七十五条広島県東部農林水産事務所の部農村整備第二課の項を削り、同部林業課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条広島県北部農林水産事務所の部農村振興課の項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 有害鳥獣の被害対策に関すること。

二十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関するこ
と。

第七十五条広島県北部農林水産事務所の部林務第二課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改める。

第七十六条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第七十六条 農林水産事務所の各課に必要なに応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、農林水産事務所の長が定める。

第七十九条を次のように改める。

(事業所の内部組織)

第七十九条 次表上欄に掲げる農林水産事務所の事業所に当該下欄に掲げる課を置く。

農林水産事務所に置く事業所の名称	課	名
広島県西部農林水産事務所呉農林事業所	農村振興課、農村整備課、林務課	沖美農業水利改良課、
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課、農村整備課、林務課	農村振興課、農村整備課、林務課

広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所	農村振興課、農村整備課、重井・三河農業水利改良課、林務課
---------------------	------------------------------

第八十条広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部農村振興課の項中第十八号を第二十二号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 有害鳥獣の被害対策に関する事。

十九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関する事。

第八十条広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部林務課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改め、同条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部農村振興課の項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 有害鳥獣の被害対策に関する事。

二十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関する事。

第八十条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部林務課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改め、同条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を第二十号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 有害鳥獣の被害対策に関する事。

十九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関する事。

第八十条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部林務課の項第三号中「林業・木材産業構造改革事業」を「林業・木材産業等振興施設整備事業」に改める。

第八十一条を次のように改める。

(事業所の各課の係の設置等)

第八十一条 農林水産事務所の事業所に必要に応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係農林水産事務所の長が定める。

第九十二条を次のように改める。

(内部組織)

第九十二条 次表上欄に掲げる建設事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

建設事務所名	課名
広島県西部建設事務所	建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差

広島県東部建設事務所	事業課
広島県東部建設事務所	管理課、用地第一課、用地第二課、維持課、工務第一課、工務第二課、港湾課、建築課、福山幹線道路建設事業課
広島県北部建設事務所	管理課、用地課、維持課、工務課、建築課

第九十三条広島県西部建設事務所の部管理課の項第五号中「下水道事業」を「流域下水道事業」に改め、同項第六号中「下水道」を「流域下水道」に改め、同部工務第一課及び工務第二課の項第五号中「下水道工事」を「流域下水道工事」に改め、同条広島県東部建設事務所「下水道」を「流域下水道」に改め、同部工務第一課及び工務第二課の項第五号中「下水道工事」を「流域下水道事業」に改め、同項第十三号中「下水道」を「流域下水道工事」に改める。

第九十四条を次のように改める。
(各課の係の設置等)

第九十四条 建設事務所の各課に必要な応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、建設事務所の長が定める。

第九十六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九十七条を次のように改める。

(支所の内部組織)

第九十七条 次表上欄に掲げる建設事務所の支所に当該下欄に掲げる課を置く。

建設事務所に置く支所の名称	課名
広島県西部建設事務所呉支所	管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課
広島県西部建設事務所廿日市支所	管理用地課、土木課
広島県西部建設事務所安芸太田支所	建設総務課、管理用地課、土木課
広島県西部建設事務所東広島支所	管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課
広島県東部建設事務所三原支所	建設総務課、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課、野間川ダム建設事業課
広島県北部建設事務所庄原支所	管理用地課、土木課、庄原ダム建設事業課

第九十八条広島県西部建設事務所東広島支所の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同部工務第一課及び工務第二課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同部仁賀ダム建設事業課の項を削り、同条広島県東部建設事務所三原支所の部管理課の項第

七号中「下水道工事」を「流域下水道事業」に改め、同項第八号中「下水道」を「流域下水道」に改め、同部維持課の項に次の一号を加える。

三 空港地域の周辺環境対策に関すること。

第九十八条広島県東部建設事務所三原支所の部工務第一課及び工務第二課の項第六号中「下水道工事」を「流域下水道工事」に改める。

第九十九条を次のように改める。

(支所の各課の係の設置等)

第九十九条 建設事務所の支所の各課に必要なに応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、関係建設事務所の長が定める。

第百条中「及び福富ダム」を「福富ダム及び仁賀ダム」に改め、同条の表広島県西部建設事務所東広島支所の部に次のように加える。

広島県西部建設事務所東広島支所仁賀ダム管理事務所	竹原市仁賀町
--------------------------	--------

第百二条の表中「大柿港」及び「美能漁港、畑漁港、深江漁港、柿浦漁港」を削る。

第百四条を次のように改める。

(内部組織)

第百四条 広島港湾振興事務所に次の課を置く。

総務課

港営課

工務課

第百五条広島ポータルネットワーク21建設事業課の項を削る。

第百六条を次のように改める。

(各課の係の設置等)

第百六条 広島港湾振興事務所の各課に必要なに応じて係を置く。

2 前項の係の分掌事務は、広島港湾振興事務所の長が定める。

第百十二条第二項中「前項に掲げる」を「同項に掲げる」に改め、同条第三項中「企業立地」を「県内への企業立地及び投資促進」に改め、「及び広島県東京職員寮」を削る。

第百十三条及び第百十四条を次のように改める。

(内部組織)

第百十三条 東京事務所に総務課を置く。

(総務課の分掌事務)

第百十四条 東京事務所の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 所の庶務に関すること。

二 第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、総務局戦略企画チーム、戦略推進課、分権改革課、広報課、統計課及び研究開発課、地域政策局、環境県民局、健康福祉局、商

工労働局、農林水産局、土木局並びに都市局の所掌事務に係るもの以外のものに関する
こと。

三 公舎の管理に関すること。
第一百八十八条第二号中「企業立地」を「県内への企業立地及び投資促進」に改める。
第二百二十三条及び第二百二十四条を削る。

第三章第三節第一款中第二百五条を第二百二十三条とし、第二百二十六条を第二百二十四条と
し、同節第二款中第二百二十七条を第二百五条とし、第二百二十八条を第二百二十六条とする。
第二百二十九条第二項中「課及び分室」を「及び課」に改め、同項の表食品工業技術セン
ターの項中「凍結含浸プロジェクトチーム」を削り、同表農業技術センターの項中「業務課

」を「管理課」に、

管理課 果樹研究部 三原分室	東広島市安芸津町（た だし、三原分室は、三 原市木原町に置く。）
----------------------	--

を

管理第二課 果樹研究部 広島レモン利用促 進プロジェクトチ ーム	東広島市安芸津町
--	----------

に改め、同表畜産技術センターの項中

「業務課」を「管理課」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第三百三十条第二項食品工業技術センターの部凍結含浸プロジェクトチームの項を削り、同
条第二項農業技術センターの部総務部の項を次のように改める。

総務部

管理課

- 一 農業技術センターの庶務に関すること。（管理第二課の所掌に属するものを除く。）
- 二 農作業の管理並びに農機具、農作業用資材、試験用器具及びほ場の管理に關
すること。（管理第二課の所掌に属するものを除く。）
- 三 副産物の管理及び処分に関すること。（管理第二課の所掌に属するものを除
く。）
- 四 普通作物等の原種の増殖及び配布に関すること。

五 前各号のほか、他の部、課及びプロジェクトチームの所掌に属しないこと。

第三百三十条第二項農業技術センターの部生産環境研究部の項中「（果樹研究部」の下に「
及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」を加え、「管理課」を「管理第二課」に、「
及び果樹研究部」を「果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」に、「
果樹研究部」を「果樹研究部及び広島レモン利用促進プロジェクトチーム」に改め、同部
果樹研究部の項を次のように改める。

果樹研究部

- 一 果樹に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 果樹に関する土壌及び肥料並びに病害虫に係る試験研究及び技術指導に関すること。

第三百三十条第二項農業技術センターの部に次のように加える。

広島レモン利用促進プロジェクトチーム

- 一 広島レモンの利用促進に係る試験研究及び技術指導に関すること。
 - 二 広島レモンの利用促進に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 第三百三十条第二項畜産技術センターの部総務部の項を次のように改める。

総務部

管理課

- 一 畜産技術センターの庶務に関すること。
- 二 畜産作業及び家畜の飼養管理並びに畜産作業用資材、試験用器具及びほ場の管理に関すること。
- 三 副産物の管理及び処分に関すること。
- 四 種畜の配布に関すること。
- 五 前各号のほか、他部の所掌に属しないこと。

第三百三十条を第二百二十八条とし、第三章第三節第三款中第三百三十一条を第二百二十九条とし、第三百三十二条を第三百三十条とし、同節第四款中第三百三十三条を第三百三十一条とし、第三百三十四条を第三百三十二条とする。

第三百三十五条中「事務局を置き、事務局に」を削り、同条を第三百三十三条とする。

第三百三十六条中「美術館事務局」を「美術館」に改め、同条を第三百三十四条とする。

第三章第三節第五款中第三百三十七条を第三百三十五条とし、第三百三十八条から第四百零一条までを二条ずつ繰り上げ、同節第六款中第四百零一条を第三百三十九条とし、第四百零二条から第四百零四条までを二条ずつ繰り上げ、同節第七款中第四百零五条を第四百零三条とし、第四百零六条を第四百零四条とし、同節第八款中第四百零七条を第四百零五条とし、第四百零八条から第四百零九条までを二条ずつ繰り上げ、同節第九款中第四百一十条を第四百零九条とし、第四百一十二条から第四百一十四条までを二条ずつ繰り上げ、同節第十款中第四百一十五条を第四百一十三条とし、第四百一十六条を第四百一十四条とし、同節第八款中第四百一十七条を第四百一十五条とし、第四百一十八条から第四百一十九条までを二条ずつ繰り上げ、同節第十款中第四百一十五条を第四百一十三条とし、第四百一十六条から第四百一十七条までを二条ずつ繰り上げ、同節第十款中第四百一十五条を第四百一十三条とし、第四百一十八条から第四百一十九条までを二条ずつ繰り上げ、同節第十款中第四百一十五条を第四百一十三条とし、第四百一十九条を第四百一十七条とし、第四百二十条から第四百二十二条までを二条ずつ繰り上げる。

第六百六十三条中「(平成五年広島県条例第三十四号)」を「(昭和五十九年広島県条例第二十二号)」に改め、第三章第三節第十二款中同条を第六百六十一条とし、第六百六十四条から第六百六十六条までを二条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。